

再生利用事業計画認定申請書

年 月 日

大臣 殿

申請者（食品関連事業者）

住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

申請者（特定肥飼料等製造業者）

住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

申請者（特定肥飼料等の利用者）

住所

氏名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条第1項の規定により、下記の再生利用事業計画の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

記

再生利用事業の内容		
再生利用事業の実施期間		
特定肥飼料等の利用に関する事項		
特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項		
再生利用事業を行う事業場	名称	
	所在地	
特定肥飼料等の製造の用に供する施設	種類	
	規模	

特定肥飼料等を所管する施設の所在地			
特定肥飼料等を販売する事業場の所在地			
再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行う者			
再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬の用に供する施設			
再生利用事業により得られる特定肥飼料等	種類		
	名称		
	製造量		
	製造開始年月日		
	販売開始年月日		
特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源	種類		
	量		
特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源以外の原材料	種類		
	量		
特定肥飼料等の利用により得られる特定農畜水産物等	種類		
	生産量		
	利用者		
	利用量		
	販売開始年月日		
特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に使用される特定肥飼料等及びそれ以外の肥料、飼料その他法第2条第5項第1号の政令に定める製品の種類及び量	特定農畜水産物等の種類		
	特定肥飼料等	種類	
		量	
	特定肥飼料以外の肥料、飼料その他法第2条第5項第1号の政令に定める製品	種類	
		量	

添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款、登記事項証明書の抄本 2 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し） 3 再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行う者が食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「認定省令」という。）第6条各号に適合することを証する書類 4 再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬の用に供する施設が認定省令第7条各号に適合することを証する書類 5 特定肥飼料等の製造の用に供する施設（以下「特定肥飼料等製造施設」という。）への食品循環資源の収集、運搬及び搬入に関する計画書 6 特定肥飼料等製造施設において受け入れる食品循環資源が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。）に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第7条第6項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第7条の2第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受け、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第2条の3第1号若しくは第2号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類 7 特定肥飼料等製造施設において受け入れる食品循環資源が産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。）に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第14条第6項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第14条の2第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類 8 特定肥飼料等製造施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書 9 特定肥飼料等製造施設の付近の見取図 10 特定肥飼料等製造施設を設置しようとする場合には、工事の着工から当該施設の使用開始に至る具体的な計画書 11 特定肥飼料等製造施設の維持管理に関する計画書 12 特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第9条第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を、特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設についての同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第15条の2の4第1項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可）を受けていることを証する書類 13 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する普通肥料を生産する場合には同法第10条の登録証若しくは仮登録証の写し又は同法第16条の2第1項の届出（当該届出に係る同条第3項の届出をしなければならない場合にあっては、同項の届出を含む。）をしていることを証する書類、当該普通肥料を販売する場合には同法第23条第1項の届出（当該届出に係る同条第2項の届出をしなければならない場合にあっては、同項の届出を含む。）をしていることを証する書類 14 使用の経験のない飼料を製造する場合にあっては、動物試験の成績を記録した書類 15 特定肥飼料等の含有成分量に関する分析試験の結果を記載した書類
--------------	--

【備考】

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 複数の再生利用事業計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。
- 3 欄内にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 申請者については、食品関連事業者、特定肥飼料等製造業者、特定肥飼料等の利用者ごとに代表者を1名、又は1法人のみ記載することとし、その他の者については、別紙に整理し、申請書に添付すること。